

「トラック輸送の省エネ対策の推進(燃料費高騰対策)」  
(エコタイヤの導入に対する補助)  
の実施について

平成26年3月12日  
(公社) 全日本トラック協会

トラック輸送の省エネ対策(燃料費高騰対策)を推進するため、国の平成25年度補正予算により先進環境対応型ディーゼルトラック及びエコタイヤの導入にかかる支援が行われることになり、全日本トラック協会が執行団体として補助制度を実施することとなりました。

このうち、エコタイヤの導入に対する補助金の対象及び申請方法等について、以下のとおりお知らせいたします。

1. 補助対象事業者

下記のア～ウのいずれかに該当する者であって、**保有車両 5 両以上 30 両以下の者**

- ア 一般貨物自動車運送事業者
- イ 特定貨物自動車運送事業者
- ウ 第二種貨物利用運送事業者

2. 補助対象

下記の①～③の全ての要件を満たすエコタイヤの導入

- ① **平成25年12月12日から平成26年3月25日まで(申請受付日が延長された場合はその最終日とし、最長3月31日まで※<sup>1</sup>)に導入されたもの※<sup>2</sup>であること**
- ② **全日本トラック協会が定めるものであること**(該当する商品、型式、サイズ等は別紙を参照してください。)
- ③ **車両総重量 12 t 超の事業用トラック(新車を除く)の全てのタイヤに導入されたものであること**

※<sup>1</sup> 申請受付日の延長に関する詳細は、下記「7. 申請受付期間」を参照してください。

※<sup>2</sup> エコタイヤの納品及び支払が同期間内に実施・完了されたものが対象となります。

3. 補助額等

補助対象	補助率	補助額※ <sup>2</sup>	補助上限台数
エコタイヤ	導入費用※ <sup>1</sup> の 1/4 以内	<u>上限額: 1台あたり9万円</u> ※トラック協会との協調補助により、 補助額は1台あたり最大18万円	<u>1事業者あたり3台※<sup>3</sup></u>

※<sup>1</sup> 導入費用には、タイヤへの装着費用(工賃)等その他諸費用は含まれません。

※<sup>2</sup> 補助額は1台毎に算出するものとし、算出された補助額に千円未満の端数がある場合は千円未満を切り捨てた額が補助額となります。

※<sup>3</sup> 1事業者あたりの補助台数は、下記「9. 交付決定及び額の確定通知」の交付決定方法に基づき割り当てます。

#### 4. 予算総額

25. 2億円

※ 補助は予算額の範囲内で実施いたします。したがって、平成26年3月31日までに導入したものであっても、**予算額が超過した場合は、超過した日の翌日以降に導入したものは対象となりません。**

#### 5. 申請者

エコタイヤを導入したトラック運送事業者

#### 6. 申請先

申請者が所在する各都道府県トラック協会

#### 7. 申請受付期間

**平成26年3月24日（月）から3月31日（月）まで**

- ※ 3月24日（月）及び25日（火）の2日間で**補助金申請額が予算額を超過した場合等には、25日（火）をもって申請の受付を終了します。**（同2日間は申請額にかかわらず受付を行います。）
- ※ 3月26日（水）以降についても同様に、補助金申請額が予算額を超過した日をもって申請の受付を終了します。
- ※ 申請受付を終了する案内等については、全日本トラック協会ホームページで公表する予定です。

#### 8. 申請書類等

以下の申請書類を正本1部、副本2部<sup>※1,2</sup>の合計3部を申請先である各都道府県トラック協会へ提出してください。なお、受付時間に関しても各都道府県トラック協会へお問い合わせください。

- ※1 トラック協会との協調補助を受けられる場合は、副本のうち1部がトラック協会協調補助用の申請書類となります。詳しくは申請先の各都道府県トラック協会へお問い合わせください。
- ※2 申請書類のうち副本の1部は申請者控えとしてお返しします。補助金交付決定を受けた場合は、5年間の保管義務がありますので、大切に保管してください。（一度提出された申請書類は、返却できませんのでご了承ください。）

#### ◆必要な書類

- (1) 交付申請書兼実績報告書（様式第1）及び別紙（様式第1の2）
- (2) 振込先調書
- (3) エコタイヤの販売証明書
- (4) 導入したエコタイヤの商品名、型番、サイズ等を証する書類の写し（見積書、納品書等）
- (5) 補助対象経費にかかる請求書の写し
- (6) 補助対象経費にかかる支払を証する書類（領収証等）の写し
- (7) 導入したエコタイヤを装着する車両の自動車検査証の写し
- (8) 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う貨物自動車運送事業安全性評価事業制度（Gマーク）認定証の写し【Gマーク認定を受けている事業所（以下、「Gマーク事業所」という。）を有する場合に限る】
- (9) 以下の①及び②による一般貨物自動車運送事業事業報告書等の写し（**申請日以前過去1年以内に運輸支局等へ提出されたもの**）【上記（8）を提出する者に限る】

- ① 一般貨物自動車運送事業事業報告書のうち、運輸支局等の受付日が確認できるもの
- ② 一般貨物自動車運送事業損益明細表(貨物自動車運送事業報告規則又は貨物利用運送事業報告規則第2号様式)

## 9. 交付決定及び額の確定通知

申請書類の内容を審査の上、補助金の交付決定及び額の確定を行い、各都道府県トラック協会から申請者へ連絡いたします。

なお、補助金申請額が各都道府県トラック協会における予算額を超過した場合は、**受付した申請の中から、予算額の範囲内において、次の順に従い交付決定を行います。**

(1台分ごとにGマーク事業所を有する申請者を優先して、予算の範囲内で割り当てます。)

- (1) Gマーク事業所を有する申請者のうち、申請のあった台数の中で補助金申請額が最も高い1台目について交付決定を行う。
- (2) Gマーク事業所を有する申請者の当該1台目の補助金交付申請額の合計が予算額を超過している場合は、予算の範囲内において、導入したエコタイヤを装着する車両の自動車登録番号下1桁(又は2桁)の数字が、全日本トラック協会において抽出する0から9の数字の1つ(又は2つ)と合致する車両に対し、順次交付決定を行う<sup>※1</sup>。
- (3) 上記(1)による交付決定を行った結果、予算残が生じた場合は、Gマーク事業所を有しない申請者について、各都道府県トラック協会の予算額の範囲内において、当該申請の補助金申請額が最も高い1台目について交付決定を行う。なお、当該申請の補助金申請額が最も高い1台目の補助金申請額の合計が予算額を超過している場合は、上記(2)と同様の方法により交付決定を行う。
- (4) 上記(1)から(3)による交付決定を行った結果、更に予算残が生じた場合は、補助金申請額が1台分の次に高い2台目の交付決定を上記(1)から(3)の順に従い交付決定を行う。2台目の交付決定の結果、なお予算残が生じた場合は、更に同様の方法により3台目の交付決定を行う。

※1 当該数字の抽出は、申請受付終了日の翌々営業日(当該日が休日の場合は、翌営業日)以降に全日本トラック協会において実施する予定です。詳細については、申請受付終了後に全日本トラック協会ホームページにおいてお知らせします。

## 10. 補助金の請求

申請者が上記9による交付決定及び額の確定を受けましたら、補助金請求書(様式第6)を各都道府県トラック協会へ提出してください。

## 11. 注意事項

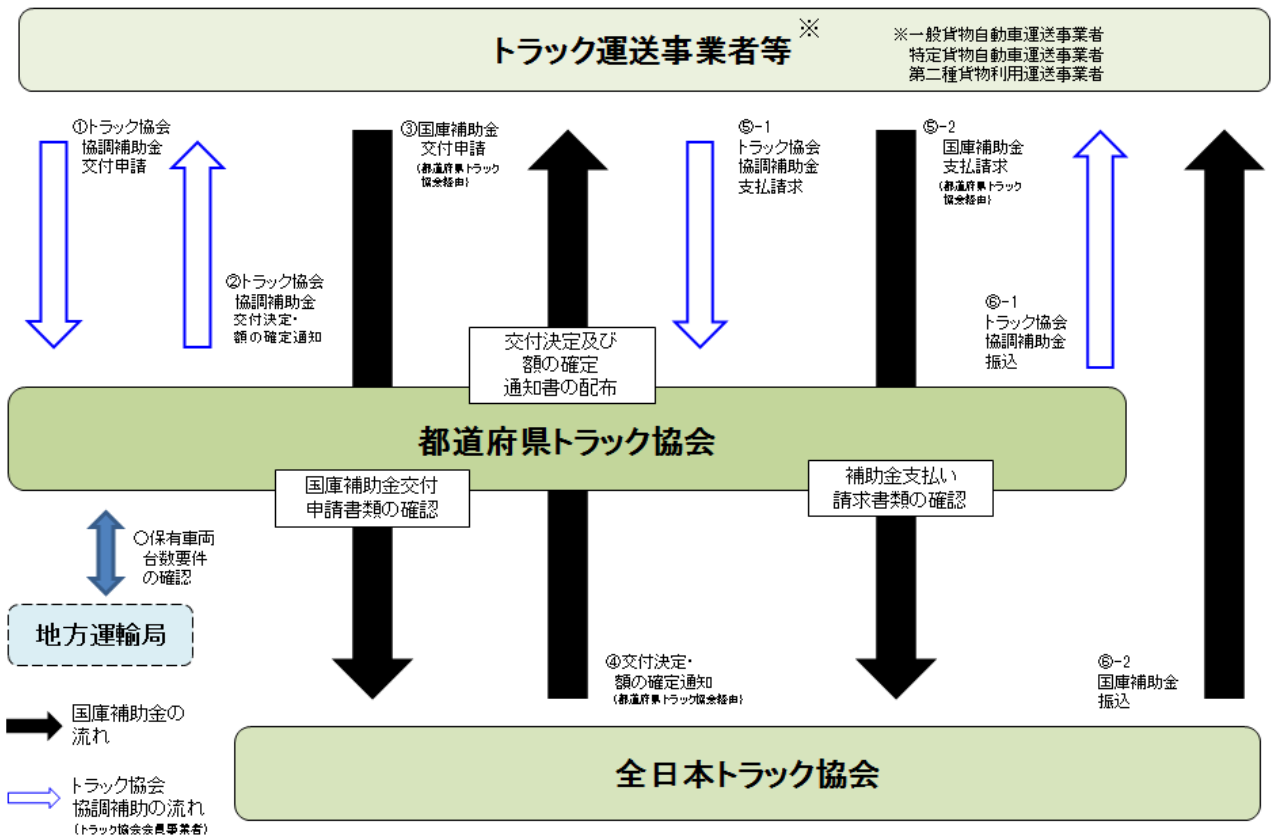
- (1) この補助事業は、事業用自動車(いわゆる緑ナンバー)に装着するエコタイヤが対象となります。自家用自動車(いわゆる白ナンバー)に装着する場合は補助対象ではありません。
- (2) 補助対象は装着する車両(新車を除く)の全てのタイヤにエコタイヤを導入した場合に限ります。装着する車両の一部本数分を導入した場合は補助対象となりません。
- (3) この補助事業は、平成25年12月12日から平成26年3月25日(申請受付日が延長

された場合その最終日とし、最長3月31日まで。)の期間内に、納品が完了したものが対象となります。

なお、リースによる購入や年度を超えて決済される、手形や割賦といった購入形態は補助対象となりません。対象タイヤについては現金により購入する等、必ず平成26年3月31日までに支払を完了してください。

(4) 補助金を受けて購入したエコタイヤを転売することは認められません。このような場合は、補助金を返還していただくこととなります。

◆補助金申請等のスキーム



(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 (補正予算担当)

電話 : 03-5323-7238 FAX : 03-5323-7230